

審 査 基 準

令和 4 年 5 月 13 日 作成

法 令 名：道路交通法施行令
根 拠 条 項：第34条第 7 項
処 分 の 概 要：普通自動車免許等を受けていた期間が通算して 1 年以上 で牽引第二種免許以外の第二種運転免許の運転免許試験を 受けるための教習の課程の指定
原権者（委任先）：佐賀県公安委員会
法 令 の 定 め：大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の 指定に関する規則第 1 条第 7 項（指定の基準等）
審 査 基 準：普通自動車免許等を受けていた期間が通算して 1 年以上 で牽引第二種以外の第二種運転免許の運転免許試験を受け るための教習の課程の指定の基準は、別紙のとおり。
標 準 処 理 期 間：30 日
申 請 先：佐賀県警察本部交通部運転免許課教習係
問 い 合 わ せ 先：佐賀県警察本部交通部運転免許課教習係 電話 0952-98-2220 内線 230
備 考：